

千葉県農村地域再生可能エネルギー推進協議会規約

平成26年3月24日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、千葉県農村地域再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を千葉県土地改良会館内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域の農業用水及び農業施設等の資源を利活用した、小水力等発電施設を総合的に推進し、農村地域における再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会の会員は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 小水力等発電に関する調査・情報収集及び提供。
- 2 小水力等発電に関する施策等の提案および要請活動。
- 3 その他本協議会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 協議会は、県内の土地改良区、市町村等のうち本協議会の趣旨に賛同した者と千葉県及び千葉県土地改良事業団体連合会とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員の選任)

第7条 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

- 2 監事は、会員の所属組織の内から会長が指名する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総会)

第11条 協議会の総会は、役員が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、会長があたる。

3 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

(1) 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 年度事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この規定により議決権を行使した者は、総

会に出席したものとみなす。

- 1 総会の議決を要する事項で緊急を要する場合は、会長の判断でこれを行うことができる。ただし、次の総会で報告する。

(幹事会の構成等)

第12条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別記1に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第13条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

(事務局)

第14条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 千葉県土地改良事業団体連合会に所属する職員。
 - (2) その他会長が認めた者
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第15条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 監査実施規程
- (6) その他特に必要と認めた規程

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第17条 協議会の事務の運営上必要なものは、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の会計については、第16条の規程にかかわらず、この規約の施行日から平成27年3月31日までとする。

(別記1)

- 一 千葉県農林水産部耕地課事業計画室長
- 二 千葉県農業事務所次長
- 三 土地改良区事務局長相当者
- 四 市町村農林部局担当課長
- 五 千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長
- 六 協議会事務局長又は相当職の者